

第三号議案

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「四時間」を「三時間」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 三時間以上四時間未満 二千七百円
- 三 四時間以上 三千六百円

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準の見直しに伴い、部活動指導手当の時間数の区分及び額を改正したいので提案する。

○学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>第三条 前条第一号に定める場合の手当は、一日につき、業務に従事した時間数の区分に応じ、次に定めるところにより支給する。</p> <p>一 二時間以上三時間未満 千八百円</p> <p>二 三時間以上四時間未満 二千七百円</p> <p>三 四時間以上 三千六百円</p> <p>第四条・第五条（略）</p> <p>別表第一～別表第三（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>第三条 前条第一号に定める場合の手当は、一日につき、業務に従事した時間数の区分に応じ、次に定めるところにより支給する。</p> <p>一 二時間以上四時間未満 千八百円</p> <p>二 四時間以上六時間未満 三千六百円</p> <p>三 六時間以上 四千八百円</p> <p>第四条・第五条（略）</p> <p>別表第一～別表第三（略）</p>

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正の概要

1 改正理由

(1) 国の教員給与の見直し

平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、運動部活動における休養日及び活動時間について「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。」こととする基準を示し、同年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、文化部活動においても運動部活動ガイドラインと同じ基準を定めた。これらを踏まえて、義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準が、平成31年4月に土日4時間程度3,600円から土日3時間程度2,700円に見直された。

(2) 本県の対応

国のガイドラインを踏まえて、平成30年8月に「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」を、平成31年2月に「大分県の文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、その中で、「中学校では、週当たり2日以上休養日を設ける。活動時間は、長くとも平日2時間程度・休業日3時間程度」、「高等学校では、原則週当たり2日以上休養日を設ける。活動時間は、原則、平日3時間程度・休業日4時間程度」などの基準を示した。

令和元年10月4日の大分県人事委員会勧告においては、「こうした情勢を踏まえるとともに、他の都道府県との均衡が図られるよう、適切に対応する必要がある。」と報告された。

これらのことを踏まえ、部活動指導手当（※）について、国の予算措置に準じて3時間の区分を新設し、6時間の区分を廃止するもの

(※) 部活動指導手当

学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事した場合に支給する。

2 改正内容

部活動指導手当の区分及び額の変更（第3条関係）

現 行		改 正 案	
2時間以上4時間未満	1,800円	→	2時間以上3時間未満 1,800円
4時間以上6時間未満	3,600円	→	3時間以上4時間未満 2,700円
6時間以上	4,800円	→	4時間以上 3,600円

3 施行期日

令和2年4月1日